

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（令和2年規則第29号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(整備基準等) 第4条 略 2及び3 略</p> <p>4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。)その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、<u>同項第2号ア中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同項第3号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定多数利用便所」とあるのは「多数利用便所」と、同項第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定多数利用駐車場」とあるのは「多数利用駐車場」と、別表第4中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定多数利用便所」とあるのは「多数利用便所」と、「不特定多数利用駐車場」とあるのは「多数利用駐車場」と、「不特定多数利用機械式駐車場」とあるのは「多数利用機械式駐車場」と、別表第6中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定多数利用便所」とあるのは「多数利用便所」とする。</u></p> <p>(書類等の提出部数等) 第17条 次に掲げる書類(これらの書類に添付すべき関係書類等を含む。)の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。</p> <p>(1)から(7)まで 略 2 略</p> <p>別表第3 建築物(共同住宅等を除く。)及び小規模建築物に関する整備基準(都市施設)(第4条関係) <b>別記1のとおり</b> 別表第4 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施</p>	<p>(整備基準等) 第4条 略 2及び3 略</p> <p>4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。)その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、<u>これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</u></p> <p>(書類等の提出部数等) 第17条 次に掲げる書類(これらの書類に添付すべき関係書類等を含む。)の提出部数は、それぞれ正本1部 <u>(第1号に掲げる書類にあっては、2部)</u>及び副本1部とする。</p> <p>(1)から(7)まで 略 2 略</p> <p>別表第3 建築物(共同住宅等を除く。)及び小規模建築物に関する整備基準(都市施設)(第4条関係) <b>別記1のとおり</b> 別表第4 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施</p>

<p>設) (第4条関係) 別記2のとおり 別表第6 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係) 別記3のとおり</p> <p>第14号様式 (第17条関係) 別紙のとおり</p>	<p>設) (第4条関係) 別記2のとおり 別表第6 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係) 別記3のとおり</p> <p>第14号様式 (第17条関係) 別紙のとおり</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して30日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前に条例第9条第2項に規定する事前協議又は条例第10条第1項本文若しくは第2項の規定による届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、この規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則に定める整備基準とする。

【別記1】

別表第2 建築物(共同住宅等を除く。)及び小規模建築物に関する整備基準(都市施設)(第4条関係)

改正後		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1から10まで	略	1から10まで	略
11 観覧席・客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) <u>当該観覧席又は客席の各階には、アに定める数以上のイに定める基準に適合する車椅子使用者用部分をウに定める位置に設けなければならない。</u></p> <p>ア <u>車椅子使用者用部分</u>の数は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該階に設ける座席の数が<u>266</u>以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該階に設ける座席の数が<u>266を超える</u>場合 当該座席の数に<u>400分の3</u>を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) <u>(削除)</u></p> <p>イ <u>車椅子使用者用部分</u>の基準は、次に掲げるものとする。 (ア)から(エ)まで 略 (オ) <u>各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。</u> (カ) <u>2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用</u></p>	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) <u>車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてアに定める数以上のイに定める基準に適合する場所を設けなければならない。</u></p> <p>ア <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所</u>の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が<u>100</u>以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が<u>100を超え、200以下の場合</u> 当該座席の数に<u>50分の1</u>を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(ウ) <u>当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合</u> 当該座席の数に<u>100分の1</u>を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に<u>2を加えた数</u></p> <p>イ <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所</u>の基準は、次に掲げるものとする。 (ア)から(エ)まで 略 (オ) <u>同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。</u></p>	

	<p><u>部分の間に設けられるものが(オ)の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用部分の位置は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 当該階に設ける座席の数が400を超える場合車椅子使用者用部分の間(イ(オ)及び(カ)の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。</u></p> <p><u>(イ) 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合(ア)に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</u></p>			<p><u>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2か所以上に分散して設けなければならない。</u></p> <p><u>(3) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</u></p>	
12から17まで	略		12から17まで	略	

【別記2】

別表第4 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

改正後		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	遵守基準
1から7まで	略	1から7まで	略
8 便所	<p>(1) 不特定多数利用便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等(別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。)その他これに類する施設でない施設にあっては、多数の者)(以下「不特定多数の者等」という。)が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(7)まで 略</p>	8 便所	<p>(1) 不特定多数利用便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等(別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。)その他これに類する施設でない施設にあっては、多数の者)(以下「不特定多数の者等」という。)が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(7)まで 略</p>

9及び10	略	9及び10	略
11 観覧席・客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) <u>当該観覧席又は客席の各階には、アに定める数以上のイに定める基準に適合する車椅子使用者用部分をウに定める位置に</u>設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用部分の数は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該階に設ける座席の数が<u>266</u>以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該階に設ける座席の数が<u>266</u>を超える場合 当該座席の数に<u>400分の3</u>を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)から(エ)まで 略</p> <p><u>(オ) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。</u></p> <p><u>(カ) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが(オ)の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用部分の位置は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間(イ(オ)及び(カ)の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。</u></p> <p>(イ) <u>当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合</u></p>	11 観覧席・客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) <u>アに定める数以上のイに定める基準に適合する車椅子使用者用部分を</u>設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用部分の数は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>400</u>以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>400</u>を超える場合 当該座席の数に<u>200分の1</u>を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)から(エ)まで 略</p>

	<p><u>(ア)に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</u></p>		
12から17まで	(2) 略	12から17まで	(2) 略

【別記3】

別表第6 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

改正後		現行	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1	略	1	略
2 便所	<p><u>不特定多数利用便所</u>を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	2 便所	<p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</u>を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>
3	略	3	略